



6月3日～9日

危険物安全週間

身の回りに潜む危険物！

保管、取扱には

十分注意しましょう！

ガソリン、灯油などの燃料類をはじめ、殺虫剤、除光液、接着剤、塗料、ヘアースプレーなどの危険物や可燃性ガスを利用した製品は、私たちの生活の中で、なくてはならない身近なものです。

しかし、その保管や取扱を間違えると大きな火災や事故につながる恐れがあり、過去には使用方法や保管方法を誤り、事故につながった例もあります。これからの季節、気温の上昇とともに危険物は燃えやすい蒸気が発生しやすくなり、火災などの事故につながる危険性が高まります。危険物の怖さを、今一度考えてみましょう。

「危険物取扱者保安講習会」

日時 7月12日(木)

午後1時30分～4時30分

場所 泉州南広域消防本部

(りんくう)往来北1番地の20)

対象 次のいずれかに該当する

危険物取扱者免状取得者

●継続して危険物取扱作業に従事している：前回の講習受講後の最初の4月1日から3年以内

●新たに危険物取扱作業に従事する：従事する日から1年以内

(従事する日から過去2年以内に免状を取得または講習を受講している場合は、その日以降の最初の4月1日から3年以内)

定員 160人(先着順)

受講料 4,700円

申込 最寄りの消防署に設置の申込書に必要事項を記入し、郵送で☎550・0013 大阪市

西区新町1丁目4番26号ニッケ

四ツ橋ビル6階(公財)大阪府危険物安全協会へ

※協会のホームページからも申込できます。

問合せ先 泉州南広域消防本部

予防課(☎469・0886 Fax

460・2119)

派遣型救急ワークステーションの試行運用を開始しました

泉州南消防組合では、救急隊員の知識・技術の向上を図り、質の高い救急サービスを提供するため、管轄内の一部の救急病院との連携のもと、派遣型救急ワークステーションの試行運用を3月から開始しています(協力病院:阪南市民病院、永山病院)。

派遣型救急ワークステーションは、救急自動車と救急救命士を含む救急隊員3人を病院に配置し、院内待機中は病院実習として院内での患者対応を通し、医師や看護師から直接的な医学的教育や技術指導を受けるとともに、救急要請があれば病院から救急出動します。救急出動に際しては、必要に応じ医師が救急車に同乗し、救急隊の活動を評価・指導します。院内待機中の病院実習体制と救急出動時における医師による直接指導体制の確立により、効果的な救急隊員の資質向上が図られます。

月2回～週1回程度、平日午前9時～午後5時30分の間を基本として派遣し、検証を行いながら今年度中の本格的な運用を目指します。また、管轄内の救急病院へ協力を依頼し、順次拡大を検討しています。

問合せ先 泉州南広域消防本部 警備課(☎462-1080 Fax460-2119)



かんくうNEWS

問合せ先 関西国際空港案内(☎455-2500) ホームページ <http://www.kansai-airport.or.jp/>

■KIXからの国際定期便がますます充実!

関西エアポートは、関西国際空港の2018年夏期スケジュールについて、ヨーロッパ方面やホノルルをはじめとする中長距離路線の増便や国際貨物便の拡充により、過去最高の週1,366便を見込んでいます。国際線ではエールフランス航空のパリ線が3年ぶりに週7便の運航となり、ヨーロッパ方面全体では4都市すべてがデイリー運航となります。また日本航空のホノルル線は、週7便から週14便に増便となり、ホノルル線全体では週36便と大幅増便になります。

ぜひこの夏のご旅行は、便利な関西国際空港から海外へお出かけください。

■わくわく関空見学プラン

関西国際空港には、「関西空港ってどんな空港?どんな飛行機が来ているの?」に答える、「わくわく関空見学プラン」という見学ツアーがあります。「新・関空の裏側探検コース」では、関空展望ホールスカイビューをバスで出発し、通常は立ち入ることの出来ない保安区域に入って、空港を支える裏方の施設を車窓見学できます。

ご家族やお友達をお誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。



赤十字運動月間

日本赤十字社は、日本赤十字社法という法律に基づいて設置された法人で、赤十字の理念に基づき、国内災害救援、国際活動、医療事業、血液事業、そして社会福祉活動などの幅広い人道的活動を展開しています。



このような活動を迅速かつ機動的に展開するための財源は、みなさんの募金により支えられています。赤十字の理念や活動にご理解・ご協力をお願いします。

問合せ先 障害福祉総務課

おめでとーございます
叙勲・憲法記念日知事表彰

市内の次のみなさんが受章・表彰されました。(順不同、敬称略)

【叙勲・褒章】 4月29日付発令
●瑞宝双光章

小川 治 (警察功労)

●瑞宝単光章

福岡 清隆 (警察功労)

●藍綬褒章

久間 松吉 (更生保護功績)

重里 恒人 (消防功績)

【憲法記念日知事表彰】

5月3日付発令

●産業功労者

大阪泉州工口農産物推進協議会
(農林水産関係)

●公共関係功労者

辻野 隆成 (市町村関係)

八島 弘之 (市町村関係)

大里 雅巳 (教育関係)

川畑 淳一 (教育関係)

京極 清 (教育関係)

大南 典彦 (地縁団体関係)

問合先 秘書課



6月は
外国人労働者問題啓発月間

ルールを守った適正な雇用確保を図るため、6月を外国人労働者問題啓発月間として、広くお知らせしています。

事業主の人は、外国人の適正雇用にご協力をお願いします。

問合先 泉佐野警察署
(☎464・1234)



社会を明るくする運動

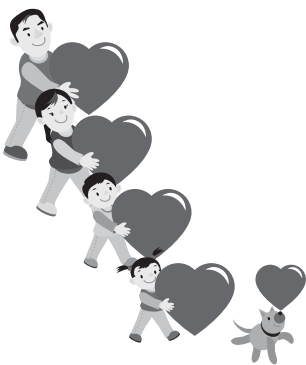
犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

毎年、7月を強調月間として

行われる「社会を明るくする運動」(社明運動)は、すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない

明るい社会を築くための全国的な運動です。法務省の主旨により昭和26年から始まり、今年で68回目を迎えます。

68回目を迎えます。



強調月間には、泉佐野市・熊取町・田尻町の関係団体で組織する泉佐野保護区推進委員会を中心に、様々な取組が行われます。青少年の非行防止と更生の援助を行い、犯罪のない明るい社会を築くため、地域に理解と協力の輪が広がるように呼びかけています。

【第68回泉佐野保護区社明大会】

日時 7月7日(土)午後1時～

(受付：午後0時30分)

場所 熊取町町民会館ホール

内容

●オープニング：熊取中学校吹奏楽部による演奏

●講演会「再犯防止活動で未来をひらく」草刈健太郎さん(カンサイ建築工業株式会社代表取締役)

●式典、社明作文表彰

定員 300人(先着順)

問合先 障害福祉総務課

※申込不要、参加無料

小・中学校使用教科書
展示会

市民交流センター本館内
問合先 学校教育課

市教育委員会では、市立小・中学校で使用中の教科書などを展示しています。ぜひご覧ください。

展示期間 (土・日曜日除く)

6月4日(月)～7月4日(水)

午前10時30分～午後3時

(正午～午後0時45分は閉館)

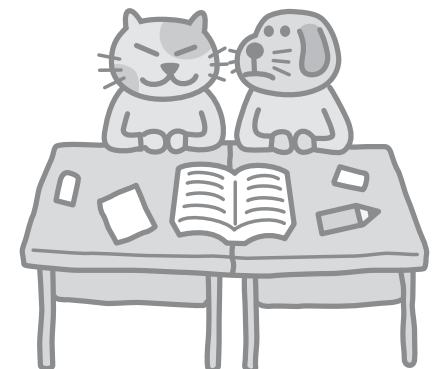
場所 泉佐野市教科書センター

(南中樫井476番地の2 南館)

問合先

学校教育課

問合先



青少年指導者講習会

青少年を指導するための基礎知識や技能を習得する講習会を行います。

日時・場所	内容・講師
6月14日(木) 午後7時～9時 青少年課内プレイルーム	●開講式 ●「ゲーム指導について」 大阪体育大学
6月26日(火) 午後7時～9時 市場消防署(市役所前) 4階会議室	●「救急法講習」 市場消防署救急隊員
7月1日(日) 午前10時～午後3時 稲倉青少年野外活動センター	●「野外料理にチャレンジ」 大阪体育大学 持ち物 スリッパや室内用靴、タオル、ふきん、軍手、カップなど 雨具 ●閉講式

対象 青少年育成指導者、こども会指導者、グループ活動のリーダーおよび青少年活動を志す16歳以上の市内在住・在勤者
材料費(7月1日のみ) 1,000円
申込・問合先
6月6日(木)までに学校教育課へ



平成30年度 町会連合会役員・各町(自治)会長が決まりました

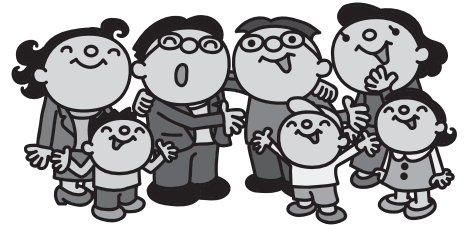
問合せ先 自治振興課

泉佐野市町会連合会は、各町会・自治会の代表者による組織で、現在、82の町会・自治会が加盟し、情報交換しながら活動しています。また、市の諮問機関などに委員を派遣し市民の声を届けています。

町会・自治会は住民が地縁に基づき運営する自治組織で、地域におけるコミュニティの中心的な役割を担う組織です。情報の伝達（広報配付・回覧板・掲示板など）や親睦行事だけではなく、自主防災活動や防犯灯設置、交通安全、福祉活動、環境美化活動と多様な広がりを持ち、長年にわたり行政と協力しながら様々な公益的な活動を続けています。

住みよいまちづくりのため、町会・自治会活動へ積極的にご参加ください。

町会・自治会に加入したい場合は、居住地域の町会・自治会長または役員の人に申し込んでください。連絡先がわからない場合は、自治振興課まで問い合わせてください。



- ◆連合会長 窪田 貞男 (新家町)
- ◆連合副会長 松浪 正美 (若宮町) 町谷 謙一 (安松)

(敬称略・□は各区の幹事町会長)

区	町名	会長名
第一区	本町	二山 和美
	元町	八木 和美
	西本町	大杉 秀男
	野出町	土山 信幸
	笠松町	眞崎 尊
	松原町	麻生川 敏行
	羽倉崎町	田中 正清
	松原団地住宅	森下 宏栄
第二区	高松町	米谷 勉
	高松東町	井田 史郎
	高松北町	新田谷 修司
	高松南町	増井 恒夫
	上町	川島 續
	大宮町	高野 常和
	栄町	平松 栄一
	若宮町	松浪 正美
第三区	大西町	森崎 政宏
	新町	古妻 京久
	春日町	川島 思
	旭町	大南 典彦
中央区	市場町	家次 儀一
	葵町	長辻 幸治
	中町	上野 正憲
	幸町	豊田 裕義
	松風台	品川 米一
	日根野西町	木下 和男
	中庄町	宮本 正弘
	上瓦屋町	七山谷 忠一
日新区	湊町	山下 章一
	泉陽ヶ丘	水谷 武志

区	町名	会長名
北中区	鶴原町	久村 仁一
	下瓦屋町	新谷 安孝
	鶴原中央住宅	井田 良一
長坂区	新泉ヶ丘	泉 まき
	泉ヶ丘	横田 正憲
	泉佐野鶴原住宅	杉原 恵美
	下瓦屋南町	中西 常泰
	鶴原北住宅	清水 嘉梅
	貝田町	三浦 良弘
	新家町	窪田 貞男
	鶴原東町	中下 美秋
	見出住宅	萬田 清
	佐野台町	重信 正和
佐野台区	西佐野台町	山瀬 德行
	東佐野台	吉山 祐吾
	南泉ヶ丘	中尾 豊
	東上	佛願 悌
日根野区	久ノ木	仲谷 昌三
	中筋	神藤 正廣
	西出	古谷 三雄
	西上	丹治 精一
	野口	橘 義彦
	新道出	神藤 均
	野々地蔵	古谷 光一
	俵屋	根末 久雄
	ふあみーゆ泉佐野	立場 勇次

区	町名	会長名
長滝区	東ノ番	宮内 修平
	中ノ番	永井 仁司
	西ノ番	甚野 直嗣
	長滝住宅	本 鈴代
	新長滝	麻生川 行信
上之郷区	母山	古谷 和道
	机場	向井 憲司
	女形	射手矢 勝次
	上村	向井 良正
	中村	昼馬 喜一郎
南中区	下村	古谷 猛
	郷田	野中 道弘
	安松	町谷 謙一
	南中岡本	庄司 勇藏
	樫井東町	山下 房雄
末広区	樫井西町	竹谷 一人
	東羽倉崎南町	赤松 善弘
	東羽倉崎町	小倉 登紀雄
	第一住宅	村田 正博
	新安松町	茶谷 邦男
大土区	府住東羽倉崎	山中 良之
	羽倉崎上町	藤田 寛一
	上大木	植野 慶憲
	中大木	窪堀 光男
	下大木	杉本 年弘
土丸町	中藤 辰洋	



広告

市民後見人養成講座

オリエンテーション

市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人として選ばれた市民のことで、養成カリキュラムを修了し、名簿登録した人の中から選ばれるので、特別な資格は必要ありません。市民ならではの立場を生かした地域福祉活動を行なっています。

社会貢献への意欲と熱意のある人や、市民後見に関心のある人は、ぜひ参加してください。
※市民後見人になるためには、オリエンテーションへの参加が必要です。

日時 6月16日(土)

午後2時～4時

場所 レイクアルスタンプラザ・カワサキ生涯学習センター
内容 成年後見制度の概要と市民後見人の役割、市民後見人活動の紹介、市民後見人養成講座について

定員 100人(先着順)

申込 大阪府社会福祉協議会ホームページ (<http://www.oskatsuyakyo.or.jp/>) または高齢介護課で申込書を入力し FAXまたはeメールで大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター (Fax 06・6764・

7811 eメール: koken@pearl.ocn.ne.jp)へ

問合先 高齢介護課
※受講無料



平成30年度 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム) 設置補助

市では、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、所定の条件のもと、市内の住宅で家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)を新たに設置し使用する人に、予算の範囲内で設置費用の一部を補助します。

対象システム 未使用品で、一般社団法人 燃料電池普及促進協会(FCA)が指定したものの対象者 対象システム設置場所に住民登録し、次のすべての要件を満たす市内在住者
●国(FCA)が実施するエネ

ファーム導入に係る補助事業を行う

- 自ら居住する住宅に対象システムを設置するか対象システム付き住宅を購入した
- 平成26年3月1日～平成31年2月28日に対象システムを設置し、引渡しを受けた
- 世帯全員が市税を滞納していない

●市補助金の交付を本人または同一世帯の人が受けていない
補助金額 5万円(定額)
補助予定件数 100件以内
申込・問合先 6月15日(金)～来
年3月15日(金)に所定の申請書に必要事項を記入し、直接環境衛生課へ(郵送不可)

※申請書類は環境衛生課窓口にて受け取るかホームページ(環境衛生課)からダウンロードしてください。添付書類など、詳しくは問い合わせてください。

犬・猫の不妊・去勢手術 料金の一部を助成します

狂犬病予防法に基づく犬の登録および狂犬病予防注射の接種の向上、犬や猫による生活環境被害の改善を目的として、犬・猫の不妊・去勢手術料金の一部を助成します。

注意事項

- 手術を受ける前に、申請が必要で、すでに終わった手術は、対象になりません。
- 獣医療法第三条に基づき開設の届出をしている大阪府内の診療施設での手術が対象です。
- 申請手続きに犬・猫を同行させる必要はありません。
- 助成数には限りがあります。
- 申請・問合先 7月2日(月)以降の手術前に所定の申請書に必要事項を記入し、直接健康推進課へ
※助成金額など、詳しくはホームページをご覧ください。健康推進課へ問い合わせてください。

官民協働で発行しました 泉佐野市 暮らしの便利帳

市の概要や市役所の業務、各種手続きなどの情報を1冊にまとめた「泉佐野市 暮らしの便利帳 2018年版」を㈱サイネックスと協働で発行しました。編集・印刷・配布にかかる費用はすべて広告料で賄われるため、市は費用負担なしで発行することができました。

6月から市内全戸に配布をしますが、届かない場合は問い合わせてください。

問合先 自治振興課



コンビニ交付サービスの一時利用停止のお知らせ

メンテナンスのため、コンビニ交付サービスが一部停止します。ご理解ご協力をお願いします。

日時 6月21日(木) 午後5時～

22日(金) 午前6時30分

停止内容 戸籍全部事項・個人事項証明書、戸籍附票の写し

問合先 市民課



食中毒は

家庭でも発生します

食中毒といえば、飲食店での食事が原因と思われるがちですが、毎日食べている家庭の食事も発生しています。

家庭での発生では、症状が軽いと風邪や寝冷えなどと思われがちで、食中毒と気づかない例もあります。食中毒予防の3原則は、食中毒菌を「つけない・増やさない・やっつける」です。

「食材の仕分け」

調理の前後は必ず手洗いをす。また、買い物をした後や冷蔵庫内では、食品の肉汁や魚などの水分が漏れないように、ビニール袋などにそれぞれ分けて包む。

● **増やさない基本は「常温で長時間放置しない」**
購入したらすぐに持ち帰り、冷蔵庫や冷凍庫に入れる。

● **やっつける基本は「加熱」**
肉などは、中までしっかりと熱を通す。

問合先 健康推進課



カンピロバクター食中毒を

予防しましょう！

大阪府内でカンピロバクター食中毒が多発しています。カンピロバクターは鶏や牛、豚の腸管内にいる細菌で、市販の鶏肉から高い割合（60%以上）で検出されています。鶏の刺身やタタキのような料理では、肉についた菌が生き残ってしまったため、食中毒の原因となる危険性が高くなります。

「新鮮だから安全」ではありません！カンピロバクター食中毒を起さないため、次の点を必ず守りましょう！

- 生の食肉は、中心部分の色が変わるまで十分に加熱して食べる
- 食肉を加熱するときは、専用のトングや箸を使い、食べる時の箸と使い分ける
- 生の食肉に触れたあとは、手指や調理器具をよく洗う

問合先 泉佐野保健所

☎ 4 6 4 ・ 9 6 8 8



情報公開制度・個人情報保護制度

問合先 総務課

開かれた市政の実現のため、市政に関する情報を公開する「情報公開制度」と、基本的人権を守るため、市の保有する市民のみなさんの個人情報をも本人に対して開示する「個人情報保護制度」を運用しています。

【平成29年度 運用状況】 (単位：件)

情報公開請求	全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ
合計42	21	12	2	5	2
個人情報開示請求	全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ
合計4	3	—	—	1	—

- 情報公開請求についての審査請求：0件
- 個人情報開示請求についての審査請求：0件
- 個人情報の誤りの訂正を求める「訂正の請求」：0件
- 個人情報の記録の削除を求める「削除の請求」：0件
- 個人情報の利用の停止を求める「利用停止の請求」：0件
- 市が実施する個人情報取扱事務：630件

【情報公開コーナー】

制度運用状況の詳細、行政資料の閲覧・コピー、知りたい情報の相談などに利用してください。

※ 申込不要、利用無料（コピー機の使用は実費が必要）

場所 市役所 2階エレベーター前

野山のマダニに注意！

人の活動が活発になるように、春から夏にかけてはマダニの活動が活発化しています。

例年、野山でマダニに咬まれて、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）や日本紅斑熱などの病気になった例が全国的に報告されています。府内でも昨年、1人がマダニに咬まれたことでSFTSに感染し、7人が日本紅斑熱に感染したとの報告がありました。

【マダニに咬まれないため】

- 草むらなどに入るときは、長袖・長ズボンを着用し、肌の露出を少なくしましょう。
- ※隙間からマダニなどが入り込まないような服装を心がけましょう（裾を長靴に入れる、靴下をズボンの上に重ねるようにして履くなど）。靴や服の上からも虫除けスプレーをかけると効果があります。
- 家に入る前に上着や作業着などを脱ぎ、マダニなどを家に持ち込まないようにしましょう。
- 草むらから帰った後は、すぐに入浴し、体にマダニがついていないか確認しましょう。

【マダニに咬まれたら】

● マダニは皮膚に口を突っ込んで吸血するので、無理に引き抜くと先がちぎれて体内に残ります。吸血中のマダニに気づいたときは、早めに医療機関で処置してもらってください。

● マダニに刺された後、数週間とは体調の変化がないか注意し、発熱などの症状があった場合は、医療機関で受診してください（マダニに刺されたら担当医師へ伝えてください）。

参考

- マダニ等による感染症に注意しましょう。http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakakansensho/stfs.html
- マダニ対策、今できること。http://www.nih.go.jp/niid/images/ent/PDF/madantai_saku20131105.pdf

問合先 健康推進課、環境衛生課



セアカゴケグモに注意

現在、セアカゴケグモは市全域にわたって生息し、根絶は困難な状況です。被害に遭わないよう十分に注意してください。

被害状況

府内で毎年数件の被害があり、多くが庭に置いていたハキモノを履いた時に発生しています。

生息場所

日当たりが良く暖かい、昆虫などのエサが豊富にある、巣を張る隙間がある（排水溝、集水マスト付近、花壇、プランターのすき間、庭に置いてあるもの、エアコンの室外機、団地やマンションの階段の隅、墓石の周り）など
※4～11月ごろ活発に活動し、巣には枯葉や虫の残がいなどがたくさん付いています。

防除方法

生息しそうな場所を日ごろから掃除し、巣を見つけたら棒などで取り除く。排水路は水を流して掃除する。

駆除方法

市販のゴキブリ用殺虫剤を噴射したあと踏み潰す。また、卵のうも踏み潰す。作業時は軍手などを着け、素手では絶対に行わない（薄手のビニール製手袋は適しません）。

咬まれたときの症状

数分～数十分後に我慢できないほどの強い痛みがあります。通常は数日～1週間くらいで回復しますが、高齢者や子ども、体調の悪い人は重症化し、痛みが全身に広がり、嘔吐や筋肉のけいれんなどの症状がでることもあります。

咬まれたときの処置

●すぐに医療機関を受診する
（止血の必要はありません）
●咬まれ駆除したクモがある場合は、医療機関へ持参する
問合先 環境衛生課

生ごみ処理機の購入助成

家庭用生ごみ減量化等処理機器の購入費用を一部助成します。

対象

次のすべてに該当する
●助成対象の機器である（購入前に環境衛生課で確認してください）
●購入後1年以内である
●世帯員全員が市税を完納している（交付前に審査あり）
●以前に助成を受けたことがあ

る場合は、前年から原則5年以上経過している
助成額 購入金額（消費税および地方消費税含む）の2分の1
※千円未満の端数は切り捨て、上限は3万円

申請・問合先 所定の用紙に必要事項を記入し、購入金額が分かる領収書などの必要書類を添えて環境衛生課へ
※申請書・要綱などは環境衛生課ホームページ（http://www.city.izumisano.lg.jp/kakukaiseikatsu/kankyo/menu/gomi/gomi_katei/1438670948441.htm）からダウンロードもできます。

野外焼却（野焼き）は禁止です

禁止です

野外焼却の煙による悪臭などの苦情が数多く寄せられています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、例外を除き「何人も廃棄物を焼却してはならない」となっています。

●よりよい環境づくりになさ

【例外的に認められる場合】

●震災、風水害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要
●風俗習慣上または宗教上の行

事を行うために必要

●農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないもの
●たき火など日常生活を営むうえで通常行われる草木などの焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微

※例外的に認められた野外焼却を行うときでも、極力少量にとどめ、風の向き・強さ、時間帯などに十分配慮してください。

●周辺の生活環境などに影響を及ぼす恐れがあるときは、行政指導の対象となります。

問合先 環境衛生課

フンの放置は条例違反です

問合先 環境衛生課

犬を散歩させるとき、ほとんどの飼い主の人はフンを持ち帰っていますが、なかにはそのまま路上に放置したり、回収したフンの袋をよその生ごみ置場に放置したりして、周辺の人にはたいへんな迷惑となっています。フンを持ち帰るのは飼い主の責任です。また、フンの放置はポイ捨てと同じく泉佐野市環境美化推進条例で禁止されており、違反者には過料が科されることがあります。必ず持ち帰るようにしましょう。

また、野良猫のフン尿や鳴き声は、周辺の人にはたいへん苦痛です。みだりに餌やりを行うのはやめましょう。

犬や猫などのペットのフンは、古新聞などで包んだあとビニール袋に入れて、少量であれば可燃ごみとして処理できます。週2回の可燃ごみの日に、必ずご自宅の生ごみと一緒に市指定袋に入れて出してください。

マナーを守り、みなさんの協力で清潔なまちをつくりましょう。



夏に向けて
蚊の発生対策を
お願いします！

夏が近づき、野外などでイベントが増えるにつれ、蚊に刺される機会も増えてきます。

昨年度は、大阪府でも21人が Dengue 熱を、1人がジカウイルス感染症を発生した報告がありました。すべて海外で感染した人でしたが、発症している人が日本で蚊に刺されると、その蚊によって国内で他の人へ感染が広がる可能性があります。この時季から蚊に対して、次のような対策をお願いします。

- **幼虫対策** (9月頃まで) …庭先、家の周りなどには雨水がたまる植木鉢の受け皿、バケツ、空き缶やペットボトルなどを放置しないようにしてください (ボウフラの発生源をなくすため)。
- **成虫対策** …まめに草刈りをするなど、蚊が潜む場所を減らしましょう。
- **蚊に刺されないために** …家屋内に浸入することもあるため、防虫網などによって蚊の侵入を防ぎましょう。草むらなどに入るときは、肌を露出しない服装で、長袖・長ズボンを着用してください。虫よけスプレーや蚊

取り線香の併用も効果的です。

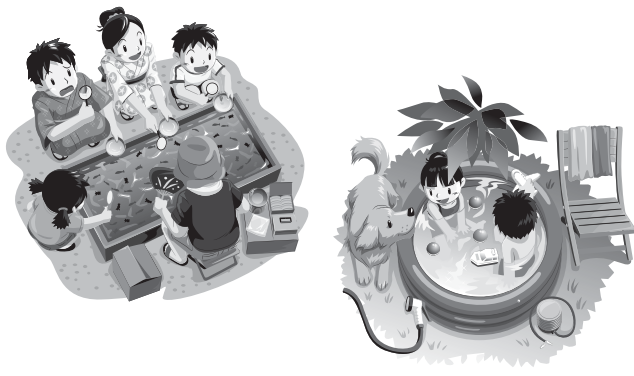
参考

● 大阪府ホームページ「蚊媒介感染症に注意しましょう」…<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kabai.html>

● 大阪府チラシ「蚊に注意！」蚊媒介感染症にかららないために…<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/23711/00259237/karifureto.pdf>

● 厚生労働省ホームページ「蚊媒介感染症」…<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164483.html>

問合せ先 環境衛生課、健康推進課



6月7日(休)に市・府民税の納税通知書を送付します

問合せ先 税務課

納期限までに金融機関 (銀行・農協・郵便局など)、コンビニ、市役所などで納付してください。(年税額の一括納付もできます)

口座振替を利用している場合は、指定口座の残額確認をお願いします。(領収書は送付しませんので、通帳を記帳し確認してください)

【納期限内に納めましょう】

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくことになります。必ず期限内に納めてください。

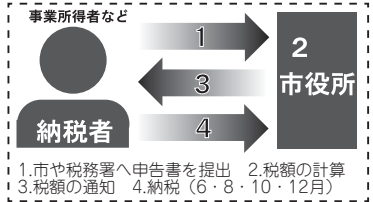
【納め忘れのない口座振替をご利用ください】

新たに口座振替を希望する人は、通知書に同封の申込書を利用してください。(期別納付2期分から利用できます。期限までに申し込んでください)

◆市・府民税の納め方

【普通徴収】

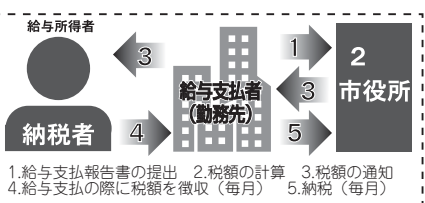
事業所得者、年金所得者、会社を退職した人などが金融機関などで納税する方法です。納税通知書により、6・8・10・12月(4回)



に分けて納めます。

【給与からの特別徴収】

給与支払者(勤務先)が給与支払時に引き落とした税金を、給与所得者にかわり市に納入する納税方法です。6月～翌年5



月の12ヵ月で徴収します。

【公的年金からの特別徴収(引き落とし)】

年金支払者(日本年金機構など)が年金から引き落としとして市へ納入します。

対象 今年4月1日現在、65歳以上で老齢基礎年金など

の受給者

※老齢基礎年金額が18万円未満の人や特別徴収税額が老齢基礎年金額を超える人は対象外

■特別徴収される税額

公的年金に係る所得に対する市・府民税の所得割額および均等割額

※給与所得・事業所得などに係る市・府民税は、引き落とし対象外

■特別徴収の方法

● **今年度(新たに対象となった年度)** …年税額の4分の1ずつを6・8月に納付書で納付し、残りの年税額の3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落としします。

● **2年目以降**…前年度の年税額の6分の1ずつを、4・6・8月の年金から引き落とし(仮徴収)します。本年度の年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの3分の1ずつを10・12月、翌年2月の年金から引き落としします。

■特別徴収が中止となる場合

特別徴収開始後に、市外へ転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、特別徴収が中止となり、未納分は納付書での納付となります。

※市外への転出、税額の変更が発生した場合でも一定の要件のもと、特別徴収が継続されます。

【減免制度】

解雇による失業のため所得が皆無になるなどで、市・府民税の納付が困難な人は、所得状況などにより税が減額されることがあります。納期限(今年度1期分からの場合は7月2日(月))までに申請してください。

※自己都合や雇用期間満了による退職は対象外です。

■個人の市・府民税課税証明書の発行

市役所税務課窓口とコンビニで、6月1日(金)より発行可能となります。詳しくは、税務課へ問い合わせてください。※5月31日(休)はメンテナンスのため、終日コンビニでの課税証明書の発行ができません。

詳しくは、市・府民税の納税通知書に同封される「市・府民税のしおり」または税務課のホームページをご覧ください。